

駐車場施設設置基準（第12章 公益施設 6 駐車場(1)関係）

建物の用途	自動車駐車場	自転車・バイク駐車場	備考
集合住宅 (ファミリータイプ)	計画戸数の100%以上の台数 (商業地域は80%)	計画戸数の100%以上の台数	
集合住宅 (ワンルームタイプ)	計画戸数の100%以上の台数 (商業地域は80%)	計画戸数の100%以上の台数	
集合住宅 (学生専用ワンルームタイプ)	計画戸数の50%以上の台数 (平面駐車に限る。)(商業地域は40%)	計画戸数の100%以上の台数 (うち、バイク駐車場は計画戸数の40%以上の台数)	
店舗	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の対象となる店舗については、産業構造審議会流通部会等による「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」によるものとする。大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗については、1台+売場面積/20㎡または上記指針で算定した台数を基に協議して定めるものとする。	必要相当分	物販店 ・スーパー ・コンビニ ・本屋 ・ビデオ ・CD等
飲食店	1台+客席面積/7㎡	必要相当分	
診療所及び理美容院	1台+(待合室面積/営業席数)×0.3	必要相当分	
銀行	2台+待合室面積/3㎡×0.3	必要相当分	
事務室	(1) 自社用 事務室面積/8㎡×0.5 (2) テナント用 事務室面積/8㎡×0.3	必要相当分	
その他の用途	別途協議による	必要相当分	・工場 ・倉庫 ・カラオケ ・パチンコ ・ホテル等

※ いずれも小数点以下の端数は、切り上げとする。

※ 用途地域が他の地域にまたがる場合の台数の算出については、用途区域割合に応じて按分することとする。

※ 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例(平成5年条例第25号)」第8条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、市と別途協議し定めるものとする。原則として店舗等建築延床面積(売場面積等)20㎡につき1台分以上を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。

※ 学生専用ワンルーム形式集合住宅については、確約書(別記様式54)を提出のこと。

車いす使用者駐車区画設置基準

- (1) 多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあつては、当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあつては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者駐車区画を設けること。
- (2) 車いす使用者駐車区画は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、350 センチメートル以上とすること。
- イ 車いす使用者駐車区画またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
- ウ 車いす使用者駐車区画は、当該駐車施設を利用する者の利便性を考慮し、適切な位置に設置すること。

草津市の駐車場施設設置に係る特例基準

- 1 商業地域、近隣商業地域内（容積率が 300%以上）
- (1) 集合住宅の場合……交通の利便性・立地条件等で例外措置として、確保すべき駐車台数の 50% 以内の範囲で敷地外に求めることができる。
- (2) 住宅以外の場合……国土交通省の標準駐車場条例（床面積 1 5 0 m²～4 5 0 m²に 1 台 下表参照）の基準に基づき算出した駐車台数を敷地内に確保することが困難な場合は、敷地外に求めることができる。
- 2 前項の敷地外で駐車場を設置できる範囲は、開発地域の中心から半径 500m 以内の区域とする。ただし、駅の中心部から半径 500m の範囲内で開発事業を行う場合は駅の中心部から 1 km 以内の区域で確保することができる。
- 3 前々項の用途が他の用途にまたがる場合は過半な方を主として計画するものとする。

標準駐車場条例（抜粋）

		商業地域もしくは近隣商業地域		
用途 人口規模	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗および事務所を除く）に供する部分	非特定用途に供する部分
	おおむね 50 万人未満の都市	1 5 0 m ²	2 0 0 m ²	2 0 0 m ²

駐車場の指導運用について

【目的】 集合住宅等で敷地内に確保する駐車計画について、指導運用を取り決める。

- I. 車路の幅員は、5.5メートル以上とし、一方通行の車路にあつては3.5メートル以上とする。
- II. 小型車（普通車）の駐車ますの寸法としては、5.0メートル×2.25メートル以上を確保すること。
- III. 詰めこみ状況の駐車計画は、認めない。
- IV. 駐車ますは、原則小型車（普通車）が止められるよう計画するものとするが、やむを得ず土地利用の関係から軽自動車しか止められない場合は、3.5メートル×1.8メートル以上を確保し必要最低限の台数に務めるものとする。
- V. 望ましい駐車場の計画は、別添駐車配置参考図の通りであり極力参考にすること。

自動車駐車場

自動車駐車場の駐車区画と車路は、設計車両に応じて無理のない駐車および発進が可能となるよう、その寸法と配置を定めるものとする。

自動車駐車場はその機能からみて駐車区画と車路に分けて考えることができる。駐車区画は駐車と乗客の乗り降りのための場所であり、最小単位としての駐車ますから成り立つ。車路はランプ等の接続路に続いて、自動車を駐車区画へ導くとともに、駐車するための回転や後退等の運動の場を与えるものである。これらの部分の幾何構造を定める大きな要素は設計車両と駐車方式である。

自動車駐車場諸元の標準値

駐車の方法、駐車ますの配置に応じた車路幅、単位駐車幅、および1台当たりの駐車所要面積の標準を表9—6に示す。この標準にしたがって配置すると図9—12のとおりになる。

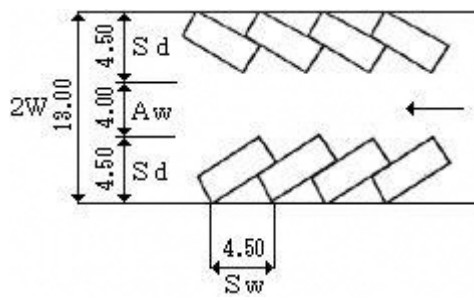
表9—6 自動車駐車場諸元の標準値

車種	駐車角度(度)	駐車方式	車路幅 Aw(m) (上段 Aw ₁ 下段 Aw ₂)	道路に直 角方向の 駐車幅 Sd(m)	車路に平 行方向の 駐車幅 Sw(m)	単位駐車 幅 W(m)	1台当た りの駐車 所要面積 A(m ²)	図9—12 における 対照記号
小型車	30	前進駐車	4.00	4.50	4.50	6.50	29.3	(a)
	45	前進駐車	4.00	5.10	3.20	7.10	22.8	(b)
	45° 交差	前進駐車	4.00	4.30	3.20	6.30	20.2	(c), (d)
	60	前進駐車	5.00	5.45	2.60	7.95	20.7	(e)
	60	後退駐車	4.50	5.45	2.60	7.70	20.0	(f)
	90	前進駐車	9.50	5.00	2.25	9.75	21.9	(g)
	90	後退駐車	6.00	5.00	2.25	8.00	18.0	(h)
大型車	*30 {	前進駐車	4.00	9.30	6.50	19.30	125.5	(i)
		前進発車	6.00					
	*45 {	前進駐車	7.00	11.50	4.60	25.00	115.0	(j)
		前進発車	6.50					
	*60 {	前進駐車	11.00	12.90	3.75	31.40	117.8	(k)
		前進発車	7.50					
*90 {	前進駐車	19.00	13.00	3.25	43.00	139.8	(l)	
	前進発車	11.00						
平行	後退駐車 前進発車	6.00	3.25	19.00	6.25	118.8	(m)	
大型特殊	平行	後退駐車 前進発車	6.00	3.50	25.00	6.50	162.5	(n)

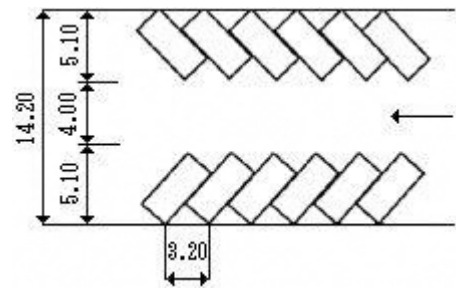
(注) 前進駐車・前進発車の場合： $W=Aw_1+Aw_2+Sd$ 、 $A=W\times Sw$

その他の場合： $W=(Aw/2)+Sd$ 、 $A=W\times Sw$

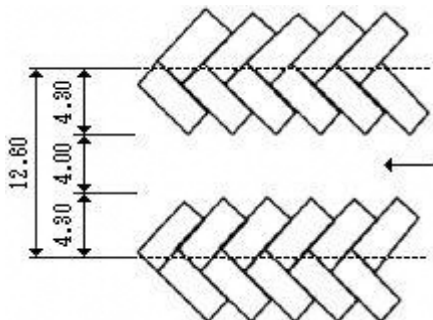
* 印は、駐車ますが車路の方向に1列のみ設置される場合の値



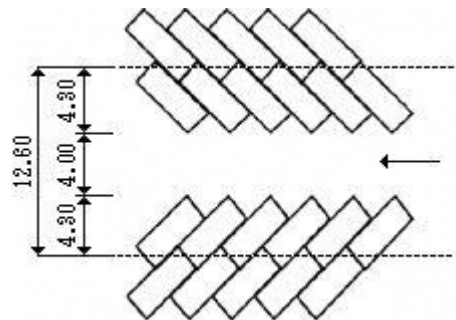
(a) 30° 前進駐車(小型)



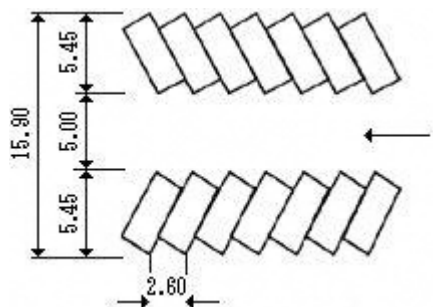
(b) 45° 前進駐車(小型)



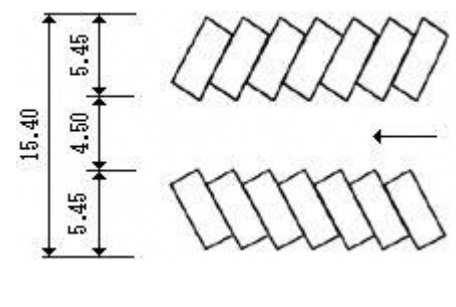
(c) 45° 交差駐車 A 型(小型)



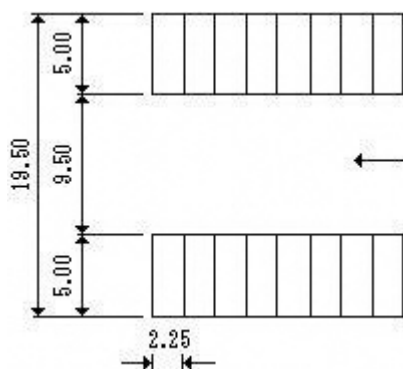
(d) 45° 交差駐車 B 型(小型)



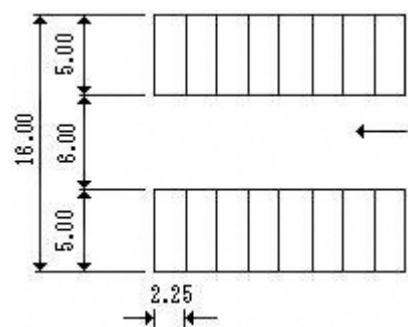
(e) 60° 前進駐車(小型)



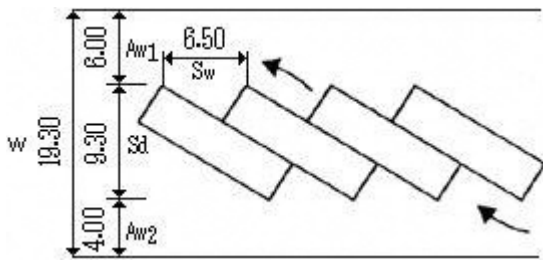
(f) 60° 後退駐車(小型)



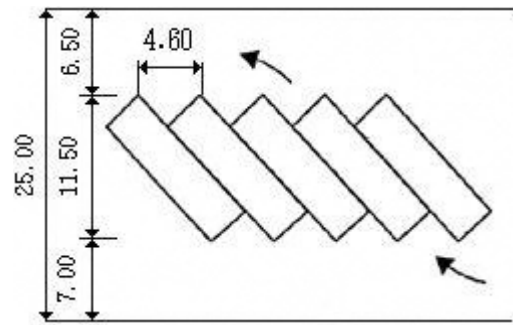
(g) 90° 前進駐車(小型)



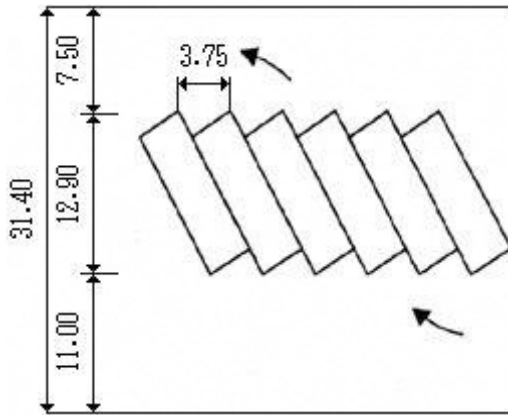
(h) 90° 後退駐車(小型)



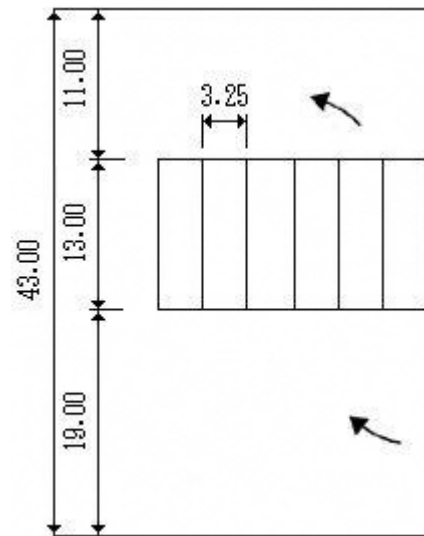
(i)★ 30° 駐車(大型)



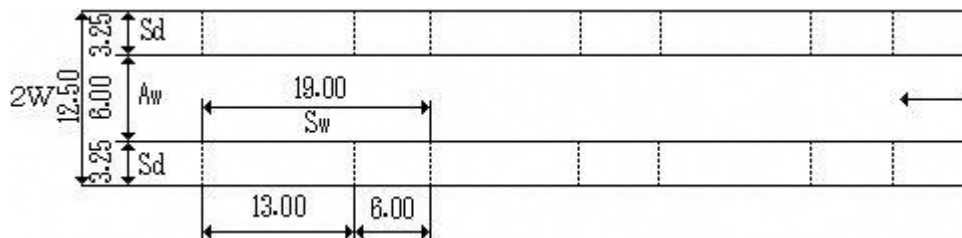
(j)★ 45° 駐車(大型)



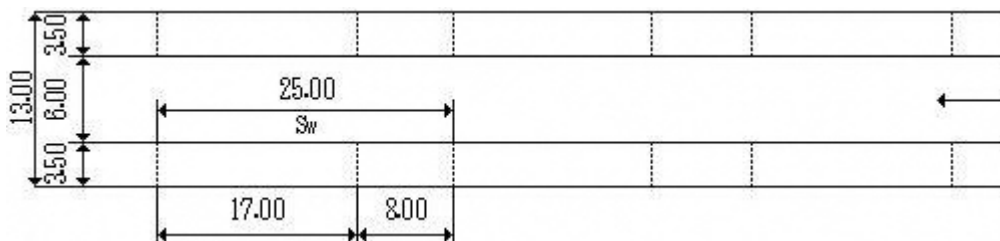
(k)★ 60° 駐車(大型)



(l)★ 90° 駐車(大型)



(m) 平行駐車(大型)



(n) 平行駐車(大型特殊)

(単位:m)

自転車・バイク駐車場

自転車・バイク駐車場の駐車区画と通路は、円滑な出入りができるように、その寸法、配置等を定めるものとする。

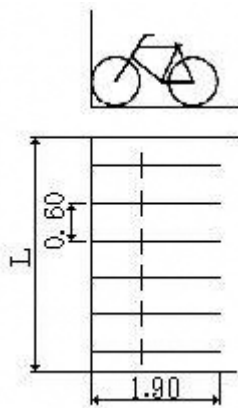
自転車・バイク駐車場はその機能からみて、駐車区画と通路に分けて考えることができる。駐車区画は駐車場所であり、通路は道路等に接続して、自転車を駐車区画へ導くための部分である。なお、自転車・バイク駐車場には、駐車区画および通路のほか、必要に応じ上屋、自転車置台、案内板等を設置するものとする。

(1) 駐車区画の大きさ

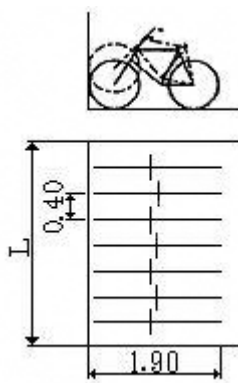
自転車の駐車方式を図9-13に、駐車区画の駐車方式別1台あたり所要面積を表9-7に示す。なお、バイク用の駐車区画は図9-13①によるものとし、1台あたりの幅員は0.70mとする。

図9-13 自転車の駐車方法(単位:m)

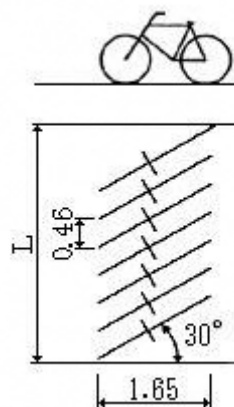
① 低配列:片側一列



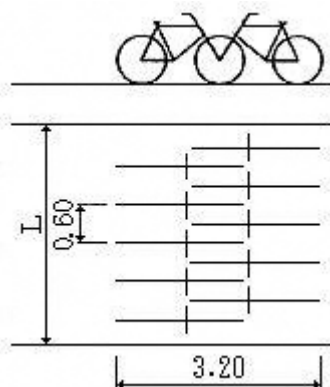
③ 高低配列:片側一列



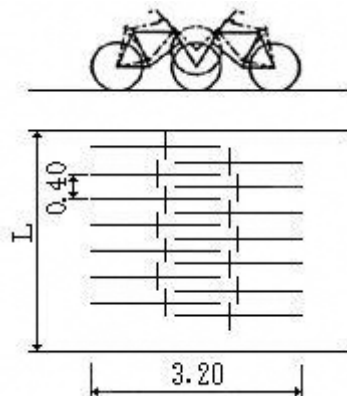
⑤ 斜配列:片側一列 30°



② 低配列:両側一列



④ 高低配列:両側一列



⑥ 斜配列:片側一列 45°

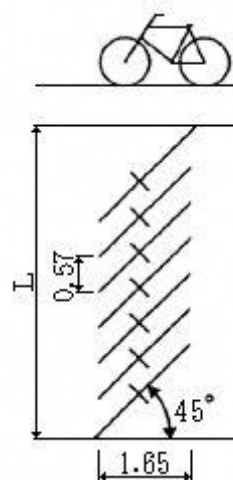


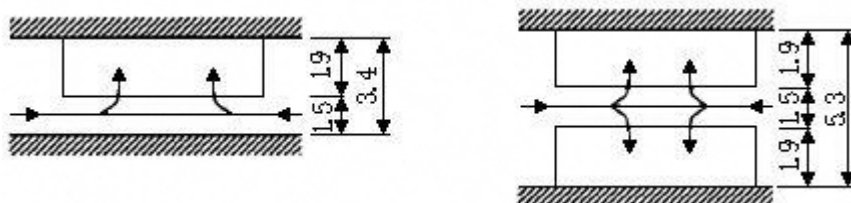
表 9—7 自転車・バイク駐車区画の1台あたり
所要面積標準値 (単位: m²)

配 列	片側一列	両側一列
低 配 列	1.14 (バイクの場合は 1.33)	0.98
高低配列 90°	0.78	0.69
斜 配 列 30°	0.80	
45°	0.82	

(2) 収容方式

a. 主線通路式……一般に用地が長方形の場合用いる

① 片側収容



② 両側収容

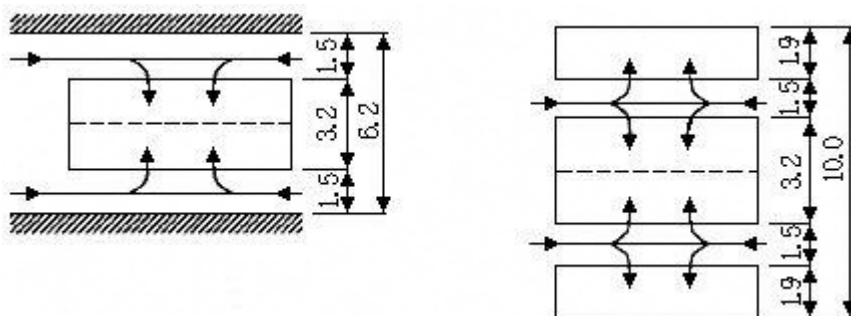


図 9—14 駐車区画への収容方法 (主線通路式) (単位: m)

b. 主線、支線通路式……一般に用地が正方形の場合用いる

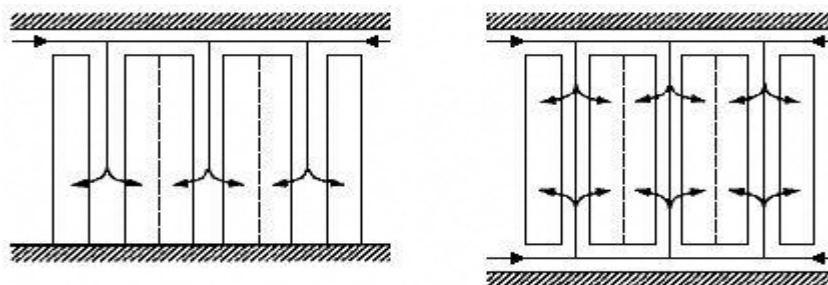


図 9—15 駐車区画への収容方法 (主線、支線通路式)

参考文献

社団法人 日本道路協会発行「道路構造令の解説と運用」より